

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月9日
【会社名】	株式会社フォンツ・ホールディングス
【英訳名】	FONTZ Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小野間 史敏
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目7番1号
【電話番号】	050 5835 0966
【事務連絡者氏名】	経営企画室 IR 広報担当 丹藤 昌彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目7番1号
【電話番号】	050 5835 0966
【事務連絡者氏名】	経営企画室 IR 広報担当 丹藤 昌彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円

(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。  
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
2,200,330,040円

(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年10月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

## (1) 【募集の条件】

発行数	55,008,251個（新株予約権1個につき1株）（注）6 .
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年10月22日
払込取扱場所	該当事項はありません。

## (注)

- 取締役会決議日  
平成25年10月9日の当社取締役会決議によります。
- 募集の方法  
会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記3.に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）。
- 基準日  
平成25年10月21日
- 割当比率  
各株主の所有株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。
- 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同様。）  
平成25年10月22日
- 発行数（本新株予約権の総数）について  
発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成25年10月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。従って、本有価証券届出書に記載の本新株予約権の発行数、発行価額の総額、差引手取概算額は、外国居住株主か否かに関わらない数であります。下記9.に記載の外国居住株主による本新株予約権の行使の制限を受けない外国居住株主に対する割当てについては、50名未満の者を相手方として行われる募集に該当し、外国居住株主に対して割り当てられる本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることを見込まれるため、これに関し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定にもとづき、平成25年10月9日付で臨時報告書を提出しております。
- 振込機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期間及び払込取扱場所について  
本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社の定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。
- 外国居住株主による本新株予約権の行使について  
本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
新株予約権の目的となる株式の数	55,008,251株 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年10月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります（本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とします。）。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際し出資される財産の価額は40円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,200,330,040円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年10月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は40円とします。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成25年11月28日から平成25年12月20日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1)本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 (2)直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されておられません。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。）。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注)

## 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」といいます。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。

また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

## 2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生します。

## 3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成25年11月28日(木)から平成25年12月20日(金)までであるが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成25年12月20日(金)までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の支払いが確認されていることが必要となります。

口座管理機関(機構加入者)における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者とその口座管理機関(機構加入者)に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者(行使請求受付場所)に対する取次が行われることが想定されています(当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております)。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が発行者(行使請求受付場所)に到着せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成25年12月19日(木)の営業時間中に、口座管理機関(機構加入者)に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関(機構加入者)が完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため(なお、機構加入者でない口座管理機関(間接口座管理機関)が行使請求を受付ける場合には、口座管理機関(機構加入者)に委託して、新株予約権行使請求の取次が行われるため、口座管理機関(機構加入者)が直接行使請求を受付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性があります)、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

## 4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求にかかる本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

## 5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定です。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日(平成25年10月22日(火))となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 6. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

なお、本新株予約権の行使期間中に行使されなかった本新株予約権(以下「未行使本新株予約権」といいます。)については、行使期間の満了時において消滅し、当社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,200,330,040	35,670,000	2,164,660,040

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年10月9日現在の当社発行済株式総数(自己株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用は、業務委託報酬(証券会社に対するファイナンシャル・アドバイザー報酬)3,000,000円、その他諸費用32,670,000円(弁護士費用5,200,000円、登記費用7,700,000円、各口座管理機関への事務委託手数料等19,770,000円)からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

## (2)【手取金の使途】

本新株予約権無償割当てを行う理由は、以下のとおりです。

### (i) Red Planet Holdings Pte Ltdとの事業の開始

当社グループは、インディーズ音楽分野におけるCDのディストリビューション事業を主たる事業とし、音楽配信、実売データの提供・販売、CDの企画・制作及び販売、並びにそのアーティストに関するイベント企画、セミナー等の企画運営等のソリューション事業を行っております。しかしながら、ここ数年の音楽市場においては、特定のアーティスト以外の音楽CDの売れ行きは決して楽観出来るものでなく、ディストリビューション事業においてビジネスモデルの変革・深化が必要となっております。そして、平成24年10月18日、当社グループは「新中期経営計画QOL2015」を策定し、これを基礎として、既存事業の深化、新しい需要の創造を狙い、新たな事業領域へのチャレンジを開始しております。

具体的には、平成25年4月8日付「業務提携に関する基本合意書締結のお知らせ」で公表したとおり、平成25年4月8日において当社株式を9,170,000株(総議決権に対する割合33.05%)保有していたRPH社及びその親会社であるRed Planet Hotels Limited並びにRPH社が所属するRed Planetグループが東南アジアエリアで運営・展開している事業の内容は当社グループの目指している新たな事業領域と方向性を同じくすることなどから、当社は、RPH社と業務提携を行い、新たな事業への取組みを開始することとなりました。当社及びRPH社は、基本合意書において、以下に掲げる事業を行うことを業務提携の基本的内容とすることについて合意しました。

#### リミテッドサービスホテル(注)の運営事業

当社は、RPH社を通じて、RPH社及びRed Planet Hotels Limitedが東南アジアエリアで展開しているリミテッドサービスホテルの運営に係るノウハウの提供を受けることによって、日本国内におけるリミテッドサービスホテルの運営事業を実施する。

(注) ホテルに求められる全てのサービス・機能をもつホテルをフルサービスホテルといい、これと比較して、ビジネスホテル等、ホテルに求められるサービス・機能を限定することによりコストを抑え安価な宿泊料金を提供するホテルのことをいいます。

#### Eコマース事業

当社は、RPH社が所属するRed Planetグループの一員であるIQdeal社が東南アジアエリアで展開しているEコマースを通じたオンラインによる小売事業について、当社又はその子会社がサポートするアーティストのグッズ等、アパレル商品及び生活雑貨等の商品を供給する。

### (ii) 沖縄におけるホテル事業の開始等と第1回ライツ・オフリング

上記(i)のとおり、当社はRPH社と業務提携を行い、新たな事業としてホテル事業を開始することといたしました。

まず、当社は、リミテッドサービスホテルの運営事業を日本で展開することとなりました。リミテッドサービスホテルとは、ホテルに求められる全てのサービス・機能をもつフルサービスホテルに対して、ビジネスホテル等、ホテルに求められるサービス・機能を限定することによりコストを抑え安価な宿泊料金を提供するホテルをいいます。RPH社及びその親会社でホテル運営を行っているRed Planet Hotels Limitedは、格安運賃で航空券を提供するLCC(ローコストキャリア:サービスを限定することで格安な運賃で航空券を提供する航空会社)に一部出資を行い、そのノウハウを導入して主にタイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン等の東南アジアエリアで“Tune(チューン)”ブランドの名称でリミテッドサービスホテルを運営し、急速に成長を遂げています。そこで、当社は、RPH社との業務提携を通じてリミテッドサービスホテルの運営事業を日本で展開することとしております。

また、RPH社は、その親会社であるRed Planet Hotels Limitedとともに、主に東南アジアを中心として、一般消費者向けにピザの宅配やコーヒーショップのチェーン店等の飲食業、上記したTune Hotelブランドにより運営中の宿泊業、35万人強の会員を擁するIQdeal社(<http://iqdeals.com/th/homepage>)によるEコマースを通じてコスメティックグッズ・アクセサリ・ファッションアパレル等のオンラインによる小売等を行っているRed Planetグループの一員であり、当社は業務提携を通じて、その実績とノウハウを今回の連携に活かしていく予定です。

具体的には、当社は、IQdeal社が東南アジアエリアで展開しているEコマース事業に対して、所謂、“クール・ジャパン”関連の商品(当社グループがサポートするアーティストのグッズ等、新興ア

パレル商品、生活雑貨等)を供給するといった新たな事業展開について取組んでいくとともに、日本市場のニッチマーケットにおけるディストリビューション事業での強みを活かし、自らの東南アジア事業を強化する予定です。さらに、当社は、RPH社が東南アジアエリアで実績をあげている各種事業を日本においても広げていきたいと考えております。

そこで、当社は、平成25年4月12日開催の取締役会において、沖縄におけるホテル事業の開始等の資金調達を行うべく、当社以外の全株主に新株予約権を割り当てるライセンス・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)(以下「第1回ライセンス・オフアリング」といいます。)を行うことを決議し、同年7月2日付「ライセンス・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)による新株予約権の権利行使状況(結果)に関するお知らせ」のとおり、新株予約権の発行総数に対する権利行使割合は98.3%、新株予約権の行使による払込総額は681,723,775円となりました。

第1回ライセンス・オフアリングにより調達した資金につきましては、平成25年4月8日付「新たな事業の開始及び信託受益権(固定資産)の取得に関するお知らせ」及び同月12日付の「ライセンス・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」のとおり、当社ホテル事業における第1号案件でもあります沖縄所在のホテルの購入資金及び改装費並びにホテル事業に対する一般管理費に充当し、「チューンホテル那覇 沖縄」として、平成25年8月12日に開業しております。

なお、平成25年10月9日における、第1回ライセンス・オフアリングの資金使途、支出予定時期、充当状況は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期	本日現在の充当状況
当社による合同会社(SPC)に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社のSPCに対する出資持分の買取(これら出資に係る資金をSPCは既存ホテル購入資金(沖縄県)、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。)	603,782,500円 (注)1.	平成25年6月～ 9月	594,000,000円
Eコマース 開発費用 (音楽ダウンロードサイト 開発費用)(注)2.、3.	10,000,000円 (注)1.	平成25年7月～ 12月	0円
商品仕入買付け資金及び運転資金 (IQdeal社のサイトで販売する “クール・ジャパン”関連の コスメティックグッズやアクセ サリーに係る当社の買付け資 金等)(注)3.	20,000,000円 (注)1.	平成25年7月～ 12月	0円
Eコマース事業等の新規事業に 伴う一般管理費(注)3.	20,000,000円 (注)1.	平成25年7月～ 12月	0円

(注)1.平成25年4月12日付「ライセンス・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」に記載しております、行使比率が100%の場合の当初の金額です。

2. Eコマース開発費用の支出予定時期は、平成25年9月末までを予定しておりましたが、システム開発の遅れにより、現時点では、平成25年12月末までに充当予定に変更いたしました。

3.上記 Eコマース開発費用、商品仕入買付け資金及び運転資金、Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費の金額につきましては、現時点においては未充当となっておりますが、第1回ライセンス・オフアリングによる差引手取金の未充当額48,015,599円(差引手取金額の総額642,015,599円から上記の充当額594,000,000円を控除した額)を、今後、順次充当する予定です。

### (iii)RPH社との提携強化とホテル事業の更なる推進

当社は、RPH社と連携を強化するため、Red Planetグループ社に対して当社への役員の派遣を要請した結果、取締役2名、監査役1名の推薦があり、平成25年4月24日開催の臨時株主総会の承認を経て、同日、RPH社の完全親会社であるRed Planet Hotels Limitedの会長であるSimon Gerovich(サイモン・ゲロヴィッチ)及び取締役CEOであるTimothy Hansing(ティモシー・ハンシング)が、当社取締役に、Red Planet Hotels LimitedのCFOがEwan Patrick(ユース・パトリック)が当社社外監査役に、それぞれ就任しております。また、業務提携の基本契約合意をしておりますRPH社の「Tune(チューン)」ブランドの名称でリミテッドホテルサービスを運営するRed Planetグループのノウハウを活かした事業拡大を図り、役割を明確にするため、ホテル運営等を行っている当社連結子会社の商号を、平成25年8月12

日、「株式会社フォント・コアファンクション」から「株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン」に変更しました。

そして、平成25年10月9日付公表しました「(追加・修正)新中期経営計画「中期経営計画QOL2016 (Quality of Life/Living)」策定に関するお知らせ」のとおり、当社グループのリミテッドサービスホテル事業は、基本的には当社グループにおいて収益を取り込むべく当社がホテル物件を所有する合同会社に100%出資し運営すること、政令指定都市を中心に3年間で8棟から10棟をホテルを所有する・運営する体制にすること(2014年9月期まで東京、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市をメインのターゲットとして5棟のホテルの取得・運営を目指し、2015年9月期までに8棟から10棟の所有・運営を目標とすること。)、及び取得の対象となるホテルは基本は既存のホテルをメインターゲットとしリノベーション(改修工事)のみで早期に収益化を図ること(但し、適当な既存物件がない場合、より重要と思われるロケーションにおいては土地の取得・新規にホテルを開発することも選択肢とする。)を企図することの3つを戦略としております。かかる戦略を実施し、5棟のホテルから収益が期待できる2015年9月期には当社連結子会社であるホテル運営会社の株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン単体での黒字化を目指し、翌2016年9月期には当社グループの収益に貢献できる体制を目指すことを目標とします。

上記戦略に沿って、当該ホテルを所有する当社連結子会社であるチューン那覇匿名組合に対する出資比率を100%とします(本日現在、匿名組合出資額の総額は761,000,000円。出資の内訳は、当社は594,000,000円(出資割合78.1%)、RPH社は167,000,000円(出資割合21.9%)。)。また、上記戦略に沿って、沖縄のホテルに続く2棟目となる浅草へのホテルの開業、国内政令都市を中心とした場所にリミテッドサービスホテルの進出(上記戦略のとおり、基本的には当社がホテル物件を所有する合同会社に100%出資し運営する方針です。)、これらに伴うホテル運営会社の規模の拡大を考えており、このように更なるホテル事業への取組みを強化していく予定です。

ホテル事業は装置産業であり、長期に固定化する資金となるため、かかる性質の資金については、一部は借入でまかなえるものの、一部は自己資本でまかなうことが望ましく、本新株予約権無償割当てにより自己資本を充実させることで、金融機関からの借入れのみに依存することなく、上記のとおり、ホテル事業拡大を図ることが可能となると考え、当社は、本日の取締役会において、当社以外の全株主を対象とした、第2回ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)を行うことを決議いたしました。

なお、第2回ライツ・オフリングによる調達資金は、当社グループの行うディストリビューション事業(当社連結子会社のダイキサウンド株式会社が行う音楽流通事業)には充当する予定はありませんが、平成25年10月9日付公表しました「(追加・修正)新中期経営計画「中期経営計画QOL2016 (Quality of Life/Living)」策定に関するお知らせ」のとおり、当該事業は現在までの事業の合理化・効率化により、既存のコンパクト・ディスク(CD)流通業務で事業継続が可能な事業体へと収益構造の改善が進んでいることから、今後とも合理化・効率化を進め売上規模を可能な限り維持していくこと、

デジタル配信については独自の付加価値を付与できる新たなビジネスモデルの開発を急ぐこと、上記及びと有機的に収益を得ることのできるビジネスモデルの確立を行うこと、海外マーケットへの進出に関してはRPH社のネットワーク等を活用して参入を試みるといった4つの戦略を実行し、売上を維持しつつデジタル配信等の新たなビジネスモデルによる利益率の向上を目指すことを目標としております。

本新株予約権の行使比率を100%と仮定した場合の調達資金の使途、金額及び支出予定時期については以下のとおりであります。行使比率が100%に満たない場合には、平成25年9月25日付で開発業者と不動産売買協定書の締結を行っている東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る費用(下記)、浅草のホテルの開業に伴う支出が見込まれる費用(下記及び)に優先的に充当し、残余がある場合には、その時点における政令指定都市等におけるホテルに係る建物及び敷地の取得に関する進捗状況を踏まえ、これに関する費用(下記)、当該ホテルの開業に伴う支出が見込まれる費用の残部(下記及び)とチューン那覇匿名組合への追加出資(下記)との充当額、支出予定時期及び充当の優先順位を検討することとなります。

使途の内容	金額(円)	支出予定時期
東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びに当該ホテルに関する一般管理費等 (注)1.	1,150,000,000円	平成25年12月 ~平成27年6月

	東京(上記の浅草の物件以外の物件。)、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市等のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びにこれらホテルに関する一般管理費等(注)2.	583,330,040円	平成25年12月 ~平成26年6月
	ホテル運営等を行っている当社連結子会社である株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンに対する出資又は貸付による資金供与(上記及びに伴い、各ホテルの開業により従業員の雇用等に係る人件費や一般管理費の増加が見込まれることから、これらに充当すべく行う資金供与であります。)	200,000,000円	平成25年12月 ~26年9月
	上記からに伴い、当社としてもホテルに係る建物及び敷地の取得に際してデューデリジェンス等の費用を当社が手元資金により支出することが見込まれるところ、かかる支出により不足することが見込まれる当社運転資金	64,330,000円	平成25年12月 ~26年9月
	当社連結子会社であるチューン那覇匿名組合への追加出資(注)3.	167,000,000円	平成26年1月中

(注)

1. 当社子会社となる合同会社(SPC)が、東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る土地及び建物を取得する予定です。当社は、当該SPCに対し、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を匿名組合出資し、当該SPCは、上記資金使途に充当することとなります。

当社は、東京都台東区浅草に新たに開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地(詳細は以下のとおり。)について、開発者である不動産会社と平成25年9月25日不動産売買協定書を締結しております。

(物件の詳細)

所在地：東京都台東区浅草1丁目

資産の概要：取得する土地面積約130坪

土地及び建物の取得費用：

総額約2,011,280,050円(消費税を含む。)

内訳：土地代金、既存建物体費、仲介手数料、登録免許税、諸費用等で約841,096,000円

建築費及び設計費等で約1,114,461,000円

上記の土地及び建物の取得費用の総額約2,011,280,050円につきまして、既存建物の解体・新規建物の建築等の工事の状況に応じ、平成26年2月下旬、平成26年8月上旬に一部の代金支払いを行い、平成27年5月末に土地及び建物の引渡し時に残金の支払いを行い、平成27年6月下旬にホテル開業を予定しております。総額約2,011,280,050円のうち、本新株予約権無償割当てによる調達資金から1,150,000,000円(本新株予約権の行使比率が100%の場合の金額)を充当し、残余については金融機関からの借入金により調達する予定です。

2. 当社子会社となる合同会社(SPC)が、政令指定都市等に開業を計画しているホテルに係る土地又は建物を取得することを想定しています。当社は、当該SPCに対し、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を匿名組合出資し、当該SPCは、上記資金使途に充当することとなります。

上記(iii)「RPH社との提携強化とホテル事業の更なる推進」に記載しておりますとおり、政令指定都市を中心に3年間で8棟から10棟をホテルを所有する・運営する体制にすること(2014年9月期まで東京、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市をメインのターゲットとして5棟のホテルの取得・運営を目指し、2015年9月期までに8棟から10棟の所有・運営を目標とすること。)を戦略としております。上記(注)1.の浅草を除き、現在検討しているホテルに関しては、一棟当たり総額で約1,000,000,000円(土地のみの場合は別途要検討)をメドに検討しており、ホテル開業に必要な支出(土地仕入資金、建物工事代金、一般管理費等)について、機動的かつ戦略的な対応が可能な事業資金を確保することで、更なるホテル事業展開の加速を図ることが出来ると考えております。その為、現在検討している物件の総額が5棟で約5,000,000,000円で、半分の2,500,000,000円を銀行からの借入とし、残り2,500,000,000円は匿名組合を組成し、匿名組合出資により物件を取得していく予定であります。(上記の使途の内容のの583,330,040

円により当社は匿名組合出資をする予定です。)かかる匿名組合への出資については、上記(iii)「RPH社との提携強化とホテル事業の更なる推進」に記載しておりますとおり、基本的には当社がホテル物件を所有する合同会社に100%出資し運営することを方針としておりますが、物件の取得に係る決済時期とその時点における当社グループの資金の状況に応じてRPH社から適切な方法により資金的な支援を得る場合もあります。

3. 本日現在、チューン那覇匿名組合への出資額の総額は761,000,000円(出資の内訳は、当社は594,000,000円(出資割合78.1%)、RPH社は167,000,000円(出資割合21.9%))となっておりますが、当社による追加出資とRPH社の持分償還の結果、当社による出資割合が100%となります。具体的な方法は、当社が本新株予約権無償割当てにより調達した資金で当該匿名組合に追加出資を行い、かかる追加出資と同額のRPH社による出資額が、同社に償還されることとなります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集に関する特別記載事項】

### 1. 他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、本新株予約権無償割当ての決定に際し、下記のとおり、本新株予約権無償割当てと他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、本新株予約権無償割当ては、当社株式の取引状況・既存株主に対する希薄化の影響に配慮しつつ、ホテル事業に係る資金調達を行い財務基盤を安定させることとなる方法であること、そのことは企業価値の向上に資するとともに、不利益とはならないことから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

立ち上げたばかりのホテル事業に係る資金の調達について、金融機関や株主からの借入れのみに依存することは財務状況の悪化を招く可能性がある。

公募増資は、当社の株価変動率や株式流動性等に鑑みれば、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考え難く、現時点においては資金調達手法としてとり得ない。

コミットメント型のライツ・オフリングは、上記の公募増資と同様に、当社の株価変動率や株式流動性等に鑑みれば、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考え難く、現時点においては資金調達手段としてとり得ない。

第三者割当増資と比較すると、第三者割当増資は既存株主に対する希薄化の影響が大きくなることが懸念される一方、全ての株主(当社を除く。)に対して本新株予約権を割り当てる方式である本新株予約権無償割当ては、新株予約権の割り当て時点においては希薄化の影響を既存株主に対して与えることなく、また、本新株予約権無償割当ては新株予約権を上場させるものであるために新株予約権を市場で売却する機会が存在し、結果的には新株予約権を行使しない既存株主に希薄化に伴う影響を回避する選択肢を提供した上で、資金調達ができる。

新株予約権を上場させない非上場型の株主割当増資と比較すると、非上場型の株主割当の場合、株主が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使しない既存株主が希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的となる一方、本新株予約権無償割当てでは、既存株主が新株予約権を売却する機会が与えられる。

下記3.(1)のとおり、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、RPH社は、当社との連携を深めるため、割り当てられた本新株予約権の行使に加えて、市場内で本新株予約権を取得して行使することにより、当社の親会社となる意向も有しているとのことである。仮に、RPH社が親会社となった場合には、RPH社は、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすこととなるが、RPH社の当社の経営方針に関する考え方やRPH社の利害が、当社の他の株主と常に一致するとの保証はなく、RPH社の当社の経営方針に関する考え方並びにRPH社による当社株主としての議決権行使及び保有する当社普通株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性がある(下記「第三部 追完情報、事業等のリスクについて」)。このような可能性は否定できないものの、当社は、平成25年10月9日現在当社の総議決権に対する議決権割合34.98%(19,240,000株)を所有しているRPH社と業務提携を合意した上で、上記「第1募集要項、2新規発行による手取金の使途、(2)手取金の使途」に記載のとおり、リミテッドサービスホテルの運営事業やEコマース事業を行うべく共同して事業を行っており、さらにRPH社から役員派遣を受け、財務上の支援を受けるなど、強い提携関係にあり、RPH社は緊密な情報共有を行っている。かかる状況に鑑みると、当社としては、本新株予約権無償割当ての実施の結果として、RPH社が親会社になったとしても、ホテル事業の業務提携の効果が促進されるものと期待できる。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対する上場型新株予約権の無償割当てという資金調達方法が、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

## 2. 発行条件の合理性(権利行使価額及びその算定根拠)

本新株予約権1個の行使により発行される株式数及び1個あたりの行使価額につきましては、まず、ホテル事業に係る事業計画と必要資金及び本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額を勘案しました。具体的には、当社は、第1回のライツ・オフアリングにより681,723,775円を調達し、そのうち594,000,000円を第1棟目となる沖縄のホテル買取り等の資金に充当しましたが、今後の事業戦略、安定的な収益基盤の構築等を考え、沖縄のホテルを所有する当社連結子会社であるチューン那覇匿名組合に対する出資比率を100%とすること、浅草ではホテルの建物及び用地を取得する旨の不動産売買協定書を締結しており、今後も、日本国内の政令指定都市等においてホテル取得を進めることを予定し、ホテル運営子会社の業務拡大を見込んでおり、更なるホテル事業の拡大を掲げております。装置産業であるホテル事業は長期に固定化する資金となるため、かかる性質の資金については、一部は借入で調達できるものの、一部は自己資本で調達することが望ましく、沖縄のホテルの買取り等に際しては、第1回ライツ・オフアリングで調達した自己資本に加えて借入による調達を行っており、これと同様に、浅草でのホテルの建物及び用地の取得等の費用並びに今後のホテル取得等に係る費用についても、借入と自己資本の組み合わせで調達することとしており、これに応じた自己資金を調達する必要があります。次に、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは、株主の皆様が本新株予約権を行使して頂くことにより資金調達が可能となるものであることから、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向等、並びに既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(株主の皆様が本新株予約権を行使いただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)等を勘案して決定いたしました。

その結果、本新株予約権無償割当てにおいては、当社を除く既存株主の全てに対して当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当て、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付されるものとし、本新株予約権の1個あたりの行使価額を1株あたり40円に設定いたしました。

上記のとおり、当社グループは、第1回ライツ・オフアリングにより調達した資金の一部でホテル事業の第1棟目となる那覇(沖縄)にホテルを開業し、更なるホテル事業拡大を掲げて、既に公表しております浅草(東京)の物件をはじめとする、政令指定都市への積極的な進出を目指しております。そして、ホテル事業の拡大に伴い、当社連結子会社であるホテル運営会社の人件費や一般管理費の増加や当社としての支出等も見込まれております。これら現在の事業計画及び資金計画を踏まえ、現在の当社普通株式の状況等を勘案し、本新株予約権の行使価額40円とした場合には、本新株予約権が全て行使された場合の総額が約2,200,000,000円となり、現在当社が検討する事業計画及び資金計画に見合った価格であると判断し、本新株予約権の行使価額を40円といたしました。

本新株予約権の行使価額である40円は、本新株予約権の発行決議日の直前の営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値77円に対して51.94%、当該直前営業日から遡ること1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値82.95円(以下「1ヶ月平均値」といいます。)に対して48.22%、3ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値102.27円(以下「3ヶ月平均値」といいます。)に対して39.11%、6ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値132.88円(以下「6ヶ月平均値」といいます。)に対して30.10%となっております。

以上のとおり、本新株予約権の行使価額は、直近時価、1ヶ月平均値、3ヶ月平均値及び6ヶ月平均値と比較した場合、本新株予約権の行使価額は相当程度ディスカウントされたものとなっております。

本新株予約権無償割当ては当社グループの企業価値、引いては株式価値の向上を目的として実施するものであり、希薄化への影響に対する配慮として既存株主への新株予約権無償割当ての方法によることとし、ホテル事業の開始による企業価値上昇の恩恵を個人株主を中心とする既存株主の方にも幅広く行使して頂きやすくし、行使されない場合であっても市場における売買を可能とする上場型の新株予約権とすることにより、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案して発行条件を決定しており、本新株予約権無償割当ての発行条件は合理的であると考えております。

なお、第1回ライツ・オフアリングの行使価額である25円は、第1回新株予約権の発行決議日である平成25年4月12日の前日である平成25年4月11日の当社普通株式の普通取引終値である425円に対して5.88%、平成25年4月11日から遡る過去1か月間(平成25年3月11日から平成25年4月11日まで)の本株式分割(平成25年3月1日を効力発生日として普通株式1株を100株とする株式分割をいいます。以下同じ。)を考慮した普通取引終値の単純平均値356.3円に対して7.02%、平成25年4月11日から遡る過去3か月間(平成25年1月10日から平成25年4月11日まで)の本株式分割を考慮した普通取引終値の単純平均値272.54円に対して9.7%、平成25年4月11日から遡る過去6か月間(平成24年10月10日から平成25年4月11日まで)の本株式分割を考慮した普通取引終値の単純平均値172.48円に対して14.49%でありました。

上記のとおり、第1回ライツ・オフアリングの行使価額を市場における株価と比較した場合、第1回新株予約権の行使価額は相当程度ディスカウントされておりました。

当社の平成25年9月期における当社の株価は、平成24年10月9日に3,740円(本株式分割後に換算すると、37.4円)を最安値として、平成25年2月28日には669円(本株式分割後)を最高値としており、その間、約5か月弱の間に株価が約17.9倍となる等、株価の騰落及び変動率は著しく大きい状況にありました。特に、本株式分割に係る基準日の公表日後、本株式分割の効力発生日までの間には、証券取引所の定

める値幅制限の上限までの株価上昇が13回、値幅制限の下限までの株価下落が3回生じる等の状況でありました。

そして、第1回新株予約権の発行決議日である平成25年4月12日当社取締役会決議時点において、国内で公表されていた他社におけるノンコミットメント型のライツ・オフリング事例と同じ程度(他社の発行決議日直前取引日における当該他社普通株式の普通取引の終値の55%前後)の割引率により第1回新株予約権の行使価額を設定した場合には、当社株価の急激な騰落及び変動率の大きさから、既存株主の皆様が第1回新株予約権の行使を行いにくい状況でありました。

第1回ライツ・オフリングは、新規事業開始に伴う資金調達により、新規事業の開始による企業価値上昇の恩恵を個人株主を中心とする既存株主の方々にも幅広く享受していただきやすい制度設計であるべきとの考え方により、直近の当社普通株式の普通取引の終値に比して相当程度ディスカウントを行うべきであるとの判断に至り、その時点における事業上の必要資金と行使可能性等を勘案した結果として第1回新株予約権の行使価額は25円(平成25年4月11日の終値425円に対して5.88%)といたしました。

### 3. RPH社の動向

当社は、RPH社との間で次のとおり、事業上・人事上・財務上の関係を有しております。

上記「第1 募集要項、2 新規発行による手取金の使途、(2) 手取金の使途、(i)」に記載のとおり、当社は、RPH社との間で、平成25年4月8日付で業務提携に関する基本合意書を締結し、RPH社及びRED Planet Hotels Limitedが展開するリミテッドサービスホテルの運営に係るノウハウの提供を受け、日本におけるリミテッドサービスホテルの運営事業を実施すること、RPH社が所属するグループの一員であるIQdeal社が東南アジアで展開するEコマースを通じたオンラインによる小売事業に当社グループのアーティストのグッズ等を供給することを合意しました。

上記「第1 募集要項、2 新規発行による手取金の使途、(2) 手取金の使途、(iii)」に記載のとおり、当社は、RPH社と連携を強化するため、Red Planetグループ社に対して当社への役員の派遣を要請した結果、取締役2名、監査役1名の推薦があり、平成25年4月24日開催の臨時株主総会の承認を経て、同日、RPH社の完全親会社であるRed Planet Hotels Limitedの会長であるSimon Gerovich(サイモン・ゲロヴィッチ)及び取締役CEOであるTimothy Hansing(ティモシー・ハンシング)が当社取締役に、Red Planet Hotels LimitedのCFOがEwan Patrick(ユアン・パトリック)が当社社外監査役に、それぞれ就任しております(当社取締役全5名のうち2名がRPH関係者、当社監査役全3名のうち1名がRPH社の関係者)。

上記「第1 募集要項、2 新規発行による手取金の使途、(2) 手取金の使途、(iii)」に記載のとおり、上記の基本合意書を踏まえ、第1回ライツ・オフリングで調達した資金によりRED Planet Hotels Limitedの仕様に沿った「チューンホテル那覇 沖縄」を平成25年8月12日に開業しております。

上記「第1 募集要項、2 新規発行による手取金の使途、(2) 手取金の使途、(iii)」に記載のとおり、当社連結子会社であるリミテッドサービスホテルの運営会社である「株式会社フォンツ・コアファンクション」につき、RPH社の「Tune(チューン)」ブランドの名称でリミテッドホテルサービスを運営するRed Planetグループのノウハウを活かした事業拡大を図り、その役割を明確にするため、その商号を、平成25年8月12日、「株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン」(以下「ホテル運営子会社」といいます。)に変更しました。

上記「第1 募集要項、2 新規発行による手取金の使途、(2) 手取金の使途、(iii)」に記載のとおり、上記の基本合意書を踏まえ、RED Planet Hotels Limitedの仕様に沿ったリミテッドサービスホテルを浅草に平成27年6月下旬に開業することを予定しております。

上記「第1 募集要項、2 新規発行による手取金の使途、(2) 手取金の使途、(iii)」に記載のとおり、上記の沖縄及び上記の浅草以外にも、東京、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市等で上記の基本合意書を踏まえ、RED Planet Hotels Limitedの仕様に沿ったリミテッドサービスホテルの開業を計画しており、これらと上記の浅草のリミテッドサービスホテルの開業と併せて、ホテル運営子会社の強化を図る方針です。

上記「第1 募集要項、2 新規発行による手取金の使途、(2) 手取金の使途、(iii)」に記載のとおり、特に当社グループによるリミテッドサービスホテルの今後の展開について、RPH社との業務提携及びRPH社からの財務的な支援を前提に、事業計画及び資金計画を策定し、平成25年10月9日に公表しております。

このように、当社は、平成25年10月9日現在当社の総議決権に対する議決権割合34.98%(19,240,000株)を所有しているRPH社と業務提携を合意した上で、リミテッドサービスホテルの運営事業やEコマース事業を行うべく共同して事業を行っており、さらにRPH社から役員派遣を受け、財務上の支援を受けるなど、強い提携関係にあり、RPH社は緊密な情報共有を行っております。こうした状況で、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、RPH社は、本新株予約権無償割当てによって割当てられる本新株予約権の全てを行使する旨を当社に対し通知しております。具体的には、RPH社は、本新株予約権の行使期間に、同社が有する本新株予約権の全てを行使する意向を有していること、同社が本新株予約権を行使する場合は、行使する本新株予約権の数及び行使の時期を、当社に対して書面により通知すること、及び、本日

現在、同社が割当てを受ける予定の本新株予約権の行使に係る払込みに必要となる金額に足る十分な手元資金を有していることを、当社に対して書面により通知しております。

また、RPH社は、当社との連携を深めるため、市場内で本新株予約権を取得し、これを行使することにより、当社の親会社となる意向を有しているとのことです。具体的には、RPH社は、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させるため、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、当該市場の状況を勘案の上、同社の投資方針に合致する範囲で、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを、当社に対して書面により通知しております。

なお、RPH社は、上記と同様に、第1回ライツ・オフリングにおいても、割り当てられた新株予約権の行使と市場の状況を勘案した新株予約権の買付けと買い付けた新株予約権の行使の方針を示していましたが、第1回ライツ・オフリングの終了時の当社の総議決権に対する議決権割合は34.98%(19,240,000株)であり、親会社ではなく、主要株主である筆頭株主となっております。従って、第2回ライツ・オフリングの終了時においても、市場の状況を踏まえたRPH社の判断によって親会社とならない可能性もあります。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### ・資本金の増加

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり、資本金が増加しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増加額(円)	残高(円)	増加額(円)	残高(円)
平成25年6月8日～ 平成25年6月28日 (注)	340,861,888	438,861,888	340,861,887	667,814,000

(注)新株予約権の行使によります。

### ・事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成25年10月9日)までの間において生じた変更及び追加すべき事項は、以下のとおりです。

以下の内容は当該「事業のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については下線      で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年10月9日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

当社グループの事業活動におけるリスクで、経営成績又は財務状態に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は次のとおりです。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避に努めるとともに、発生した場合に適切に対応する所存であります。当社グループの予想を超えるリスクが発生した場合は、経営成績又は財政状態が重大な影響を受ける可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### ヒット作品の動向について

当社グループは、音楽CDの卸売及び有料音楽配信を主な業務内容としておりますが、音楽CDや有料音楽配信の売れ行きは、利用者の嗜好に大きく左右されるため、当社グループの業績はヒット作の有無に影響を受ける傾向にあります。

#### 著作権侵害による損害賠償等について

当社グループの属する音楽業界につきましては、音楽の原盤に係る著作権及び著作隣接権等の知的財産権について当社グループが保有し、また当該権利の使用許諾を受けた上で商品化しております。

これらについて、第三者から意図せずに権利侵害を受け、また第三者の権利を意図せずに侵害してしまう可能性も否定できません。

このような権利侵害等に対して事前に情報収集に努め、当社グループ法務担当が中心となり、リスク回避に努めております。しかしながら、万が一損害賠償責任問題等の事態が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

#### 再販売価格維持制度について

音楽CD、書籍等の小売価格については「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に規定する著作物として、再販売価格を決定し、レコード販売店に小売価格を遵守させることにより小売価格が維持されております。しかしながら、著作権再販売制度が将来にわたって維持されるかどうかは不明であり、同制度が廃止された場合には、小売価格の下落による売上の低下を招くおそれがあり、このような状況となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

#### 当社事業に関連する重要な契約について

当社グループは日本全国特約店への配送業務を、日本レコードセンター株式会社へ委託しております。同社との関係はこれまでのところ良好であります。万が一、物流業務委託契約が解除された場合、各特約店への商品供給などに支障をきたし、当社グループの経営成績及び財政状態が重大な影響を受ける可能性があります。

#### 知的財産権について

当社グループは、製品・製造・販売に関し、知的財産権の確保に努めておりますが、他社から当該権利を侵害される可能性が無いとは言えず、当該権利期間経過後は、他社による同一製品の新規参入の可能性が無いとは言えず、当該権利期間経過後は、他社による同一製品の新規参入の可能性も予測されます。また、製品に関連し得る他社の知的財産権の侵害防止に努めておりますが、万が一、侵害の事実が発生した場合は、紛争事件に発展することも含めて、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### システム障害に関するリスク

当社グループが提供するシステムや各種サービスは、お客様の業務の重要なシステムや社会的なインフラに関わるものもあります。これらのシステムや各種サービスにおいて、システムの不具合やオペレーションミス等により重大な障害が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下、発生した障害の賠償金の支払等により、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

このため、当社グループは稼働システムについて、社会的重要性を考慮した分類、障害対応完了までの日数等の品質基準を設定し、障害対応の体制を整備するとともに、障害発生に際しては、障害報告システム点検による評価・改善活動を行うことにより、稼働システムの品質向上に努めております。

#### 企業買収・戦略的提携について

当社グループは、既存の事業環境を拡大するため、また新たな事業領域拡大のため、事業戦略の一環として、企業買収や資本提携を含む戦略的提携を行う可能性があります。

企業買収や戦略的提携に際しては十分な検討を行っておりますが、買収・提携後の事業計画が当初計画通りに進捗しない場合には、業績に影響を与える可能性があります。

#### ソリューション事業の撤退と継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の存在

当社は、平成25年1月9日開催の取締役会において、事業の一部撤退を決議しております。

当社グループの報告セグメントにおいて区分しておりますソリューション事業において、商標権等を所有しビジネス展開しておりましたが、当社グループ内におけるシナジーがあまり見込めないことなどから、所有する商標権等を譲渡しております。また、取引先の事業廃止や営業所の閉鎖等に伴い、システム、データ入力業務、広告事業、イベント企画事業、WEBページ運営事業など、ソリューション事業において売上計上しておりました事業についても一部撤退することを決議しております。

また、平成24年8月期におけるソリューション事業の売上高は328百万円であり、その約90%の売上高にあたる取引先の契約解除並びに平成24年8月期におけるソリューション事業の営業利益159百万円の大半を占める営業利益が減少することが予想されるため、当社グループの今後の事業展開の状況によって、業績に影響を与える可能性があります。

上記理由により、継続企業的前提に関する注記を開示するまでには至りませんが、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策として、以下記載のとおり取組んでまいります。

・報告セグメントのディストリビューション事業は、当社グループが、現存、サポートする一部アーティストが好調に推移していることもあり、今後もニッチ市場の開拓等を積極的に展開し、より一層に拡販に取組んでまいります。また、更なる徹底したコスト削減に取組み、支出を抑制しながら効率的な事業活動を行い、収益改善をわかり業績向上に注力してまいります。

・当社グループは「新中期経営計画Q0L2015」を策定後、事業領域の拡大を図っており、平成25年4月12日付「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」において開示いたしましたように、ライツ・オフアリングにより調達した資金で、新たに報告セグメントに追加したホテル運営事業を開始し、収益拡大を図ります。

#### 親会社の異動に関するリスク

当社の総議決権数に対する議決権割合34.98%を所有するRed Planet Holdings Pte Ltd(以下、「RPH社」といいます。)が割当てられた本新株予約権及び市場内で取得した本新株予約権を行使することにより、RPH社は、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを当社は書面により確認しております。仮に、RPH社が当社の親会社になることとなった場合には、RPH社は、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすこととなりますが、RPH社の当社の経営方針に関する考え方やRPH社の利害が、当社の他の株主と常に一致するとの保証はなく、RPH社の当社の経営方針に関する考え方並びにRPH社による当社株主としての議決権行使及び保有する当社普通株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 筆頭株主との連携及びこれに伴うホテル事業等の新規に関するリスク

当社グループは、ホテル事業やEコマース事業を通じて、今後もRPH社との連携を深めていく予定であります。当社は、かかる連携に基づき、両社の強みを活かし、日本国内及び東南アジア等への新たな事業展開も視野に入れたアジアを中心とする事業領域拡大を図ります。

しかしながら、RPH社との連携が計画通りに実行されるとの保証はなく、またかかる連携が実行された場合でも、当社が企図する経済的効果が得られない可能性があります。また、RPH社とのホテル事業については設備投資や運営費等の多額の費用を要し、当該費用の一部については借入金で賄うことしていることから、当社が想定するとおり事業が進捗しない場合、金利上昇が生じた場合やホテル事業やEコマース事業といった新規事業において予想外の費用が生じた場合等には、当社グループの経営成績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 株式の追加発行に伴う希薄化

当社は、将来、株式の払込金額が時価を大幅に下回らない限り、株主総会決議によらずに、発行可能株式総数のうち未発行の範囲において、株式や新株予約権を追加的に発行する可能性があります。将来における株式や新株予約権の発行は、その時点の時価を下回る価格で行われ、当社普通株式の需給関係に悪影響を及ぼす可能性があり、かつ、株式の希薄化を生じさせる可能性があります。

・臨時報告書の提出について

（平成24年12月3日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成24年11月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出いたしました。

2 報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

平成24年11月29日

（2）決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件（1）

今後の新株発行による機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするとともに、現存するA種優先株式が今後普通株式に転換された場合に備え、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を拡幅させることを目的とするものであります。

第2号議案 定款の一部変更の件（2）

平成19年11月27日に、単元株式数（売買単位）を100株とすることを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社は、平成24年10月30日開催の取締役会において、第14期定時株主総会及び同日開催の種類株主総会における定款変更の承認を条件として、平成25年3月1日を効力発生日とし、普通株式1株を100株と分割すると同時のい、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用することを決議しております。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、小野間史敏、萩原明、磯貝真輝、吉田昭弘及び貝塚志朗を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、阿部二郎及び勝又祐一を選任する。

（3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成（反対）割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件（1）	121,387	35	0		98.61
第2号議案 定款の一部変更の件（2）	121,383	39	0		98.61
第3号議案 取締役5名選任の件					
小野間史敏	121,379	43	0		98.61
萩原明	121,339	83	0		98.57
磯貝真輝	121,379	43	0		98.61
吉田昭弘	121,377	45	0		98.60
貝塚志朗	121,377	45	0		98.60
第4号議案 監査役2名選任の件					
阿部二郎	121,391	31	0		98.62
勝又祐一	121,391	31	0		98.62

（注）1．各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成24年12月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出いたしました。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名

主要株主でなくなる者 坂田 修

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	当該主要株主の所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	18,800個	11.61%
異動後	9,508個	5.87%

(注) 1. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成24年11月29日に提出した第14期有価証券報告書に記載された平成24年8月31日現在の総株主の議決権の数(161,972個)を分母として計算しております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成24年12月4日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 98,000千円

発行済株式総数 277,894株

(平成25年1月18日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出いたしました。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称、住所、代表者の氏名、事業の内容

名称 Red Planet Holdings Pte Ltd

住所 100 Beach Road #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702

代表者の氏名 SIMON GEROVICH

事業の内容 宿泊業及び飲食業、小売業、広告代理店業等

(2) 当該異動の前後における当社主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	
異動後	91,700個	33.05%

(注) 1. 異動後の総株主等の議決権に対する割合は、平成24年8月31日現在の総株主等の議決権の数161,972個に、平成24年12月5日の優先株式の普通株式への

転換により増加した株式数に係る議決権の数23,721個及び平成25年1月9日転換の91,700個を加算して算出した議決権の数277,393個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本件は、当社のA種優先株式を所有するRed Planet Holdings Pte Ltdが、今後、当社との連携をより強化する目的であるとの報告を受けており、また、転換されました普通株式91,700株につきましても、長期保有する方針である旨の報告を受けております。

異動の年月日

平成25年1月9日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 98,000千円

発行済株式総数 277,894株

(平成25年4月12日提出の臨時報告書。なお、以下は、平成25年4月15日、5月13日、5月15日及び6月11日に提出された当該臨時報告書の訂正報告書による訂正後の内容を全て反映した内容を記載しております。)

1 提出理由

当社は、平成25年4月12日開催の取締役会において、会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、平成25年4月30日(以下「基準日」といいます。)における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を割り当てる(以下「本新株予約権無償割当て」といいます。)旨を決議しております。本新株予約権無償割当てについては、当社株主のうち本邦以外の地域に居住する株主(以下「外国居住株主」といいます。)以外の株主に対して割り当てられる本新株予約権に関し、同月12日、有価証券届出書を提出いたします。一方、外国居住株主に対して割り当てられる本新株予約権について、50名未満の者を相手方として行われる募集に該当し、その行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることを見込まれることから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書における本新株予約権の発行数、発行価額の総額、差引手取概算額は、外国居住株主が否かにかかわらず、本新株予約権の発行数の全てに基づく数ないし金額であります。

2 報告内容

イ 本新株予約権の銘柄

株式会社フォンツ・ホールディングス 第1回新株予約権

ロ 本新株予約権に関する事項

( ) 発行数

27,739,300個

発行数(本新株予約権の総数)は、基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み数であります。

( ) 発行価格(募集価格)

株主割当 0円

( ) 発行価額の総額

693,482,500円

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価格は上記のとおり無償ですが、新株予約権の発行価額の総額には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額693,482,500円を合算した金額を記載しております。

( ) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式(権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。)

(2) 数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は当社普通株式1株

( ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

25円

( ) 本新株予約権の行使期間

平成25年6月7日(金)から平成25年6月28日(金)までとします。

( ) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(注) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日(ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。)の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関(機構加入者)から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

( ) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

( ) 本新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません(会社法236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。)

八 発行方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、本新株予約権を割り当てます。

二 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項はありません。

## ホ 募集を行う地域

上記(vii)(注)に記載の本新株予約権の行使についての制限がなされない外国に居住する株主の居住する地域

## へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

## ( ) 本新株予約権の新規発行による手取金の総額

(1) 発行価額の総額	693,482,500円
(2) 発行諸費用の概算額	39,700,000円
(3) 差引手取概算額	653,782,500円

- (注) 1. 発行価額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用は、業務委託報酬19,400,000円、弁護士報酬15,200,000円、登記費用5,100,000円その他諸費用からなります。なお、本新株予約権の行使比率が50%の場合には、払込金額の総額346,000,000円、発行諸費用の概算額34,200,000円、差引手取概算額311,800,000円となります。その場合における発行諸費用は、業務委託報酬16,400,000円、弁護士報酬15,200,000円、登記費用2,600,000円その他諸費用からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、発行価額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

## ( ) 本新株予約権の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

平成25年4月12日(金)現在の当社発行済株式総数(当社が保有する自己株式の数を除きます。)を基準として算出可能であります。本新株予約権を割り当てられた株主又は市場を通じて本新株予約権を購入した本新株予約権者の皆様の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数うち行使された本新株予約権の割合(以下「行使比率」といいます。)が100%(本新株予約権の総数27,739,300個が全て行使された場合)及び50%(本新株予約権の総数27,739,300個のうち、13,869,600個分が行使された場合)と仮定した場合の発行価額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

なお、100%の行使比率のほかに、50%の行使比率を記載した理由は、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収株式会社が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権を市場の状況を勘案の上、上場期間内に市場において売却しますが、上場期間内に売却できなかった場合には、残余の本新株予約権の全部について権利行使期間内に権利行使する方針であること、及び平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合33%(9,170,000株)を所有するRed Planet Holdings Pte Ltd(以下「RPH社」といいます。)が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権に加え、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させるため、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、当該市場の状況を勘案の上、同社の投資方針に合致する範囲で、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条3項に規定する親会社をいうものと理解しております。)となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを書面により確認しているためです。

## 行使比率が100%の場合

具体的な用途	金額（円）	支出予定時期
当社による合同会社（SPC）に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社のSPCに対する出資持分の買取（これら出資に係る資金をSPCは既存ホテル購入資金（沖縄県）、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。）（注1）	603,782,500円	平成25年6月～ 平成25年9月
Eコマース 開発費用（音楽ダウンロードサイト開発費用）	10,000,000円	平成25年7月～9月
商品仕入買付け資金及び運転資金（IQdeal社のサイトで販売する“クール・ジャパン”関連のコスメティックグッズやアクセサリに係る当社の買付け資金等）	20,000,000円	平成25年7月～12月
Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費	20,000,000円	平成25年7月～12月

（注）1．RPH社のノウハウを取り込んだリミテッドサービスホテルの開業に向けて、当社が出資する合同会社（SPC）を通じて沖縄県の既存ホテルを取得する予定です。沖縄県の既存ホテル取得費は1,050,000,000円、当該既存ホテル改装費は55,000,000円を予定しており、SPCは、当該既存ホテルの一般管理費として必要な115,000,000円との合計1,220,000,000円を銀行からの借入及び匿名組合出資により調達しております。具体的には、銀行からの借入により530,000,000円を調達するとともに、当社から100,000,000円を、RPH社から590,000,000円を、それぞれ匿名組合出資により調達しております。行使比率が100%の場合、本新株予約権無償割当てにより調達した資金のうち100,000,000円を当社が出資したSPCへの匿名組合出資により生じた当社の運転資金の不足に、503,782,500円をRPH社から匿名組合出資の買取（当社が本新株予約権無償割当てにより調達した資金で匿名組合に追加出資を行い、かかる追加出資による増額分をRPH社に償還することによる。）に充当する予定です。  
なお、沖縄県のホテルの取得に関する概要は以下のとおりです。

## (a) ホテル資産を取得する合同会社（SPC）の名称等

名称	合同会社FORTUNE ONE
所在地	東京都港区赤坂一丁目7番1号
代表者の役職・氏名	一般社団法人HOTEL Core CAPITAL
事業内容	不動産の取得、保有及び処分 不動産の賃貸及び管理 不動産信託受益権の取得、保有及び処分 等
資本金	50万円

## (b) 取得資産の概要

内容、所在地	沖縄県那覇市前島三丁目1番4号 土地：553.56㎡（信託受益権を予定） 建物：3,309.2㎡（信託受益権を予定）
取得価額（予定）	1,050百万円（消費税込）
現況	ビジネスホテルを主なテナントとする賃貸ビル（平成20年6月竣工）。 ビジネスホテルは、8月中（予定）、「チューンホテル那覇（予定）」 として開業予定（客室数117室）。

## (c) 取得先の概要

名称	リラックス観光株式会社
----	-------------

所在地	沖縄県那覇市前島三丁目1番4号
代表者の役職・氏名	代表取締役 東江一成
事業内容	ホテル、宴会、結婚式場及びレジャー施設の経営 不動産の保有、売買、賃貸等
資本金	60百万円
設立年月日	平成22年6月2日
当社との関係	該当事項はありません。

## 行使比率が50%の場合

具体的な用途	金額	支出予定時期
当社による合同会社(SPC)に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社によるSPCに対する出資持分の買取(これら出資にかかる資金をSPCは既存ホテル購入資金(沖縄県)、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。)(注1)	261,800,000円	平成25年7月～9月
Eコマース開発費用(音楽ダウンロードサイト開発費用)	10,000,000円	平成25年7月～9月
商品仕入買付け資金及び運転資金(IQdeal社のサイトで販売する“クール・ジャパン”関連のコスメティックグッズやアクセサリに係る当社の買付け資金等)	20,000,000円	平成25年7月～12月
Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費	20,000,000円	平成25年7月～12月

- (注) 1. 行使比率が50%の場合には、本新株予約権無償割当てにより調達した資金のうち100,000,000円を当社が既に出資したSPCへの匿名組合出資により生じた当社の運転資金の不足に、161,800,000円をRPH社からの匿名組合出資の買取に充当する予定です。
2. 行使比率が50%の場合における上記資金調達額(311,800,000円)が達成されなかった場合におきましては、株式市況、消費者等のマーケット状況等を勘案した上で、比較的速やかに他の資金調達手法を検討する所存です。

## ト 新規発行年月日

平成25年5月1日(割当日)

## チ 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権を大阪証券取引所に上場する。

## リ 平成25年4月12日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 27,789,400株

資本金の額 98百万円

(平成25年4月25日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

平成25年4月24日開催の当社臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 本株主総会が開催された年月日

平成25年4月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（1）

発行済のA種優先株式の全部が普通株式に転換され、当社が取得したA種優先株式の全部を消却したことに伴って、A種優先株式に係る条文を削除する。また、機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするため、発行可能株式総数を現行の70,000,000株から111,157,600株に変更する。

第2号議案 定款一部変更の件（2）

当社株式の議決権割合33.05%を所有するRed Planet Holdings Pte Ltd社と決算期の統一を行うことによる決算業務の効率化を企図して、当社の事業年度を毎年9月1日から翌年8月31日までを、毎年10月1日から翌年9月30日までに変更する。また、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設ける。なお、決算期の変更に伴い移行期間となる第15期事業年度は、平成24年9月1日から平成25年9月30日までの13カ月となる。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役として、サイモン・ゲロヴィッツ、ティモシー・ハンシングを選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、ユース・パトリックを選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件 （注）1	決議の結果 （賛成割合 （%））
第1号議案 定款一部変更の件(1)	232,227	57	0		99.42
第2号議案 定款一部変更の件(2)	232,260	24	0		99.44
第3号議案 取締役2名選任の件					
サイモン・ゲロヴィッツ	232,237	47	0		99.43
ティモシー・ハンシング	232,106	52	0		99.37
第4号議案 監査役1名選任の件					
ユース・パトリック	232,233	51	0		99.43

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注) 2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成25年6月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成25年4月12日開催の当社取締役会において決議された会社法第277条の規定による新株予約権無償割当て（ノンコミットメント型ライツ・オファリング）に関し、主要株主であるRed Planet Holdings Pte Ltd（以下「RPH社」といいます。）が当社第1回新株予約権を行使したことにより同社の所有する議決権割合が40%以上となり、当社とRPH社との関係に鑑み、RPH社が親会社に該当することとなった一方、ミネルヴァ債権回収株式会社（以下「ミネルヴァ債権回収」といいます。）の所有する議決権割合が40%未満となり、ミネルヴァ債権回収は親会社に該当しないこととなったことから、金融商品取引法第24条の5第4項及び企

業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### 1. 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

#### (1) 新たに親会社となるもの

名称 Red Planet Holdings Pte Ltd  
住所 100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702  
代表者の氏名 SIMON GEROVICH  
資本金の額 101,841,396 ( \$ )  
事業の内容 宿泊業及び飲食業、小売業、広告代理店業等

#### (2) 親会社でなくなるもの

名称 ミネルヴァ債権回収株式会社  
住所 東京都港区西新橋一丁目1番15号  
代表者の氏名 田中克明  
資本金の額 550,000千円  
事業の内容 企業再生に関して投融資を行う業務

### 2. 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

#### (1) RPH社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	91,700個	33.1%
異動後	183,400個	46.5%

(注1) 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成25年4月30日現在の当社の発行済株式総数(27,789,400株)に平成25年6月11日までに当社新株予約権の行使により発行された株式数(11,739,028株)を加え、本報告書提出日現在において当社が所有する自己株式数(50,100株)を控除した(39,478,328株)に係る議決権の数(394,779個)を分母として計算しております。

(注2) 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第二位を四捨五入しております。

#### (2) ミネルヴァ債権回収株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前		
異動後		

(注1) 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成25年4月30日現在の当社の発行済株式総数(27,789,400株)に平成25年6月11日までに当社新株予約権の行使により発行された株式数(11,739,028株)を加え、本報告書提出日現在において当社が所有する自己株式数(50,100株)を控除した(39,478,328株)に係る議決権の数(394,779個)を分母として計算しております。

(注2) 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第二位を四捨五入しております。

### 3. RPH社が親会社に該当することとなったこと及びミネルヴァ債権回収が親会社に該当しないこととなったこと(以下「当該異動」といいます。)の理由及びその年月日

#### 当該異動の理由

平成25年4月12日開催の当社取締役会において決議された当社の新株予約権無償割当て(ノンコミットメント型ライツ・オファリング)に関し、RPH社が当社第1回新株予約権を行使したことにより同社の所有する議決権割合が40%以上となり、当社とRPH社との関係に鑑み、RPH社が親会社に該当することとなった一方、ミネルヴァ債権回収が所有する議決権割合が40%未満となり、ミネルヴァ債権回収は親会社に該当しないこととなりました。

#### 当該異動の年月日

平成25年6月11日

(平成25年6月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の親会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

親会社でなくなるもの

名称 Red Planet Holdings Pte Ltd

住所 100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702

代表者の氏名 SIMON GEROVICH

資本金の額 101,841,396 ( \$ )

事業の内容 宿泊業及び飲食業、小売業、広告代理店業等

2. 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

RPH社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	183,400個	46.5%
異動後	192,400個	35.3%

(注1) 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成25年4月30日現在の当社の発行済株式総数(27,789,400株)に平成25年6月26日までに当社新株予約権の行使により発行された株式数(26,733,415株)を加え、本報告書提出日現在において当社が所有する自己株式数(50,100株)を控除した(54,472,715株)に係る議決権の数(544,727個)を分母として計算しております。

(注2) 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第二位を四捨五入しております。

3. RPH社が親会社に該当しないこととなったこと(以下「当該異動」といいます。)の理由及びその年月日  
当該異動の理由

平成25年4月12日に公表いたしました「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)」でお知らせいたしましたライツ・オフリングに関し、平成25年6月11日付でRPH社が当社第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を行使したことにより、その保有する議決権割合が40%以上となり、実質支配力基準により同社は当社の親会社に該当しておりました。

しかしながら、当社が、平成25年6月27日現在の本新株予約権の行使状況を確認した結果、ミネルヴァ債権回収株式会社その他本新株予約権者による本新株予約権の行使により、RPH社の議決権割合は40%未満となり、当社の親会社に該当しないこととなりました。

当該異動の年月日

平成25年6月27日

(平成25年7月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年7月12日開催の取締役会において、当社が出資するチューン那覇匿名組合への追加出資を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 取得対象子会社の概要

商号 チューン那覇匿名組合

本店の所在地 東京都港区赤坂一丁目7番1号

営業者 合同会社FORTUNE ONE

営業者の代表者 業務執行社員 一般社団法人HOTEL CORE CAPITAL

職務執行者 湯本康弘

出資の額 匿名組合出資金の総額は761,000,000円

(平成25年7月16日時点)

純資産の額 746,644,009円(平成25年7月16日時点)  
 総資産の額 1,286,459,056円(平成25年7月16日時点)  
 事業の内容 不動産、不動産信託受益権の取得、保有及び処分等  
 取得対象子会社の最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利  
 平成25年3月に設立したため、該当事項はありません。

当社と取得対象子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は下記(3)のとおり、594,000,000円を出資しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## (2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、新たな事業領域の拡大としてホテル事業への進出を図っており、その第1号案件となる沖縄の既存ホテルを信託財産とする信託受益権を取得・保有する合同会社が営業者となるチューン那覇匿名組合に出資をしております。

今般、追加出資を行うことにより、匿名組合を連結子会社とすることといたしました。

## (3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

594,000,000円(匿名組合出資金の総額のうち当社出資分)

(平成25年7月22日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：チューン那覇匿名組合

住所：東京都港区赤坂一丁目7番1号

営業者：合同会社FORTUNE ONE

営業者の代表者：業務執行社員 一般社団法人HOTEL CORE CAPITAL

職務執行者 湯本康弘

出資の額：匿名組合出資金の総額は、761,000,000円(平成25年7月16日現在)

事業の内容：不動産、不動産信託受益権の取得、保有及び処分等

## (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 個

異動後 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 %

異動後 %

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が出資するチューン那覇匿名組合について、平成25年7月16日付で追加出資したことにより、同社は当社の連結子会社となり、同社の純資産の額が当社の最近事業年度の末日の純資産の100分の30以上に相当するため、同社は特定子会社に該当することになりました。

異動年月日

平成25年7月16日

(平成25年10月9日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、平成25年10月9日の取締役会において、会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、平成25年10月21日(以下「基準日」といいます。)における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を割り当てる(以下「本新株予約権無償割当て」といいます。)旨を決議しております。本新株予約権無償割当てについては、当社株主のうち本邦以外の地域に居住する株主(以下「外国居住株主」といいます。)以外の株主に対して割り当てられる本新株予約権に関し、同月9日、有価証券届出書を提出いたします。

一方、外国居住株主に対して割り当てられる本新株予約権について、50名未満の者を相手方として行われる募集に該当し、その行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることを見込まれることから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書における本新株予約権の発行数、発行価額の総額、差引手取概算額は、外国居住株主が否かにかかわらず、本新株予約権の発行数の全てに基づく数ないし金額であります。

## 2 報告内容

### イ 本新株予約権の銘柄

株式会社フォンツ・ホールディングス 第2回新株予約権

### ロ 本新株予約権に関する事項

#### ( ) 発行数

55,008,251個

発行数(本新株予約権の総数)は、基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成25年10月9日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み数であります。

#### ( ) 発行価格(募集価格)

株主割当 0円

#### ( ) 発行価額の総額

2,200,330,040円

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価格は上記のとおり無償ですが、新株予約権の発行価額の総額には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額2,200,330,040円を合算した金額を記載しております。

#### ( ) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

##### (1) 種類及び内容

当社普通株式(権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。)

##### (2) 数

本新株予約権1個につき1株

#### ( ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

40円

#### ( ) 本新株予約権の行使期間

平成25年11月28日から平成25年12月20日までとします。

#### ( ) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(注)本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日(ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。)の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関(機構加入者)から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

( ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

( ) 本新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません(会社法236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。 )。

## 八 発行方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、本新株予約権を割り当てます。

## 二 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項はありません。

## ホ 募集を行う地域

上記( )(注)に記載の本新株予約権の行使についての制限がなされない外国に居住する株主の居住する地域

## へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

( ) 本新株予約権の新規発行による手取金の総額

(1) 発行価額の総額	2,200,330,040円
(2) 発行諸費用の概算額	35,670,000円
(3) 差引手取概算額	2,164,660,040円

(注)1. 発行価額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年10月9日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用は、業務委託報酬(証券会社に対するファイナンシャル・アドバイザー報酬)3,000,000円、その他諸費用32,670,000円(弁護士費用5,200,000円、登記費用7,700,000円、各口座管理機関への事務委託手数料等19,770,000円)からなります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

( ) 本新株予約権の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の行使比率を100%と仮定した場合の調達資金の使途、金額及び支出予定時期については以下のとおりであります。行使比率が100%に満たない場合には、平成25年9月25日付で開発業者と不動産売買協定書の締結を行っている東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る費用（下記）、浅草のホテルの開業に伴う支出が見込まれる費用（下記及び）に優先的に充当し、残余がある場合には、その時点における政令指定都市等におけるホテルに係る建物及び敷地の取得に関する進捗状況を踏まえ、これに関する費用（下記）、当該ホテルの開業に伴う支出が見込まれる費用の残部（下記及び）とチューン那覇匿名組合への追加出資（下記）との充当額、支出予定時期及び充当の優先順位を検討することとなります。

使途の内容	金額（円）	支出予定時期
東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びに当該ホテルに関する一般管理費等（注）1.	1,150,000,000円	平成25年12月 ～平成27年6月
東京（上記の浅草の物件以外の物件。）、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市等のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びにこれらホテルに関する一般管理費等（注）2.	583,330,040円	平成25年12月 ～平成26年6月
ホテル運営等を行っている当社連結子会社である株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンに対する出資又は貸付による資金供与（上記及びに伴い、各ホテルの開業により従業員の雇用等に係る人件費や一般管理費の増加が見込まれることから、これらに充当すべく行う資金供与であります。）	200,000,000円	平成25年12月 ～26年9月
上記からに伴い、当社としてもホテルに係る建物及び敷地の取得に際してデューデリジェンス等の費用を当社が手元資金により支出することが見込まれるところ、かかる支出により不足することが見込まれる当社運転資金	64,330,000円	平成25年12月 ～26年9月
当社連結子会社であるチューン那覇匿名組合への追加出資（注）3.	167,000,000円	平成26年1月中

（注）

1. 当社子会社となる合同会社(SPC)が、東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る土地及び建物を取得する予定です。当社は、当該SPCに対し、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を匿名組合出資し、当該SPCは、上記資金使途に充当することとなります。

当社は、東京都台東区浅草に新たに開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地（詳細は以下のとおり。）について、開発者である不動産会社と平成25年9月25日不動産売買協定書を締結しております。

（物件の詳細）

所在地：東京都台東区浅草1丁目

資産の概要：取得する土地面積約130坪

土地及び建物の取得費用：

総額約2,011,280,050円（消費税を含む。）

内訳：土地代金、既存建物解体費、仲介手数料、登録免許税、諸費用等で約841,096,000円

建築費及び設計費等で約1,114,461,000円

上記の土地及び建物の取得費用の総額約2,011,280,050円につきまして、既存建物の解体・新規建物の建築等の工場の状況に応じ、平成26年2月下旬、平成26年8月上旬に

一部の代金支払いを行い、平成27年5月末に土地及び建物の引渡し時に残金の支払いを行い、平成27年6月下旬にホテル開業を予定しております。総額約2,011,280,050円のうち、本新株予約権無償割当てによる調達資金から1,150,000,000円(本新株予約権の行使比率が100%の場合の金額)を充当し、残余については金融機関からの借入金により調達する予定です。

2. 当社会社となる合同会社(SPC)が、政令指定都市等に開業を計画しているホテルに係る土地又は建物を取得することを想定しています。当社は、当該SPCに対し、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を匿名組合出資し、当該SPCは、上記資金使途に充当することとなります。

政令指定都市を中心に3年間で8棟から10棟をホテルを所有する・運営する体制にすること(2014年9月期まで東京、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市をメインのターゲットとして5棟のホテルの取得・運営を目指し、2015年9月期までに8棟から10棟の所有・運営を目標とすること。)を戦略としております。上記(注)1.の浅草を除き、現在検討しているホテルに関しては、一棟当たり総額で約1,000,000,000円(土地のみの場合は別途要検討)をメドに検討しており、ホテル開発に必要な支出(土地仕入資金、建物工事代金、一般管理費等)について、機動的かつ戦略的な対応が可能な事業資金を確保することで、更なるホテル事業展開の加速を図ることが出来ると考えております。その為、現在検討している物件の総額が5棟で約5,000,000,000円で、半分の2,500,000,000円を銀行からの借入とし、残り2,500,000,000円は匿名組合を組成し、匿名組合出資により物件を取得していく予定であります。(上記の使途の内容の583,330,040円により当社は匿名組合出資をする予定です。)かかる匿名組合への出資については、基本的には当社がホテル物件を所有する合同会社に100%出資し運営することを方針としておりますが、物件の取得に係る決済時期とその時点における当社グループの資金の状況に応じてRPH社から適切な方法により資金的な支援を得る場合もあります。

3. 本日現在、チューン那覇匿名組合への出資額の総額は761,000,000円(出資の内訳は、当社は594,000,000円(出資割合78.1%)、RPH社は167,000,000円(出資割合21.9%))となっておりますが、当社による追加出資とRPH社の持分償還の結果、当社による出資割合が100%となります。具体的な方法は、当社が本新株予約権無償割当てにより調達した資金で当該匿名組合に追加出資を行い、かかる追加出資と同額のRPH社による出資額が、同社に償還されることとなります。

ト 新規発行年月日

平成25年10月22日(割当日)

チ 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権を株式会社東京証券取引所に上場する。

リ 平成25年10月9日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 55,058,351株

資本金の額 438,618,888円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第14期	自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日	平成24年11月29日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	第14期	自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日	平成25年4月10日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第15期 第3四半期	自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日	平成25年7月12日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

なお、平成25年11月13日頃を目処に、平成25年9月期通期(平成24年9月1日から平成25年9月30日まで)の業績の概要の公表を予定しております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年11月28日

株式会社フォント・ホールディングス

取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士 南方 美千雄

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士 木村 喬

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォント・ホールディングスの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォント・ホールディングス及び連結子会社の平成24年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フォンツ・ホールディングスの平成24年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社フォンツ・ホールディングスが平成24年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月28日

株式会社フォンツ・ホールディングス

取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 木村 喬

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォンツ・ホールディングスの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォンツ・ホールディングスの平成24年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月11日

株式会社 フォント・ホールディングス

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 喬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォント・ホールディングスの平成24年9月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年3月1日から平成25年5月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年9月1日から平成25年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フォント・ホールディングス及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、新株予約権の行使による増資を行っている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。